

「奨学金手当」制度の新設について

当金庫は、2025年4月1日付けで「奨学金手当」を新設いたしました。

新設した「奨学金手当」は、奨学金残高のある当金庫入庫5年以内の職員に対して、月額10,000円を支給する制度で、返済義務のある奨学金であれば、利用先は問いません。

本制度は、厳しさを増す採用活動への対策のほか、少子化に加えて、新潟県内に就職を希望する学生が年々減少している課題に対応するための対策です。

当金庫では、これまでも新潟県労働者福祉協議会や公益財団法人新潟ろうきん福祉財団(以下、ろうきん財団)と連携した奨学金活動に取り組んでおり、ろうきん財団を通じて、県内高校生を対象に高校在学中の3年間(総額36万円)の奨学金を給付しています。

また、当金庫定期預金や積立預金の新規契約等1件につき150円を当金庫が奨学金財源として、ろうきん財団に寄付する「意思あるお金の循環」を通じた支援活動を行っています。

この度の取り組みが、今後の県内企業や自治体の様々な奨学金支援対策に広がり、新潟県内で働きたいと考える学生、若者が増えていくことを願い制度化するものです。

当金庫の採用情報は[こちら](#)

公財)新潟ろうきん福祉財団の取り組みは[こちら](#)